

保護者の皆様へ

下記の感染性疾患は学校保健安全法により、**出席停止**の期間が定められています。

医療機関の診療を受けて、登校が許可されましたら「登校届」を保護者の方がご記入のうえ、お子さんを登校させてください。なお、休んだ期間中は欠席扱いにはなりません。

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、水痘（みずぼうそう）、
咽頭結膜熱（プール熱）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ感染症、
流行性嘔吐下痢症 など

*出席停止期間の基準は、裏面 [学校感染症一覧] をごらんください。

登校届

江東区立辰巳小学校 校長殿

_____年_____組 児童名_____

下記の疾患について、_____月_____日に
医師の診察による登校許可がでましたので
_____月_____日より登校させます。

診断名（ _____ ）

受診した医療機関名：

医療機関電話番号：

平成_____年_____月_____日

保護者名 _____ 印

※病気の状況により、医師に問い合わせたり医師の証明書を提出していただいたりする場合があります。

[学校感染症一覧]

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(注)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特異な咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後2日を経過するまで	
	結核	医師の診断により感染の恐れがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	有症状者は医師により感染の恐れがないと認められるまで、無症状病原体保有者は出席停止不要。手洗いを励行。	
	流行性角結膜炎	医師の診断により感染の恐れがないと認められるまで	
	急性出血性結膜炎	医師の診断により感染の恐れがないと認められるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態がよければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態が改善されれば登校可能。
		流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能。
		アタマジラミ	出席可能（タオル、くし、ブラシの共用を避ける）
		水いぼ	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用を避ける）
		伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール・入浴は避ける）
		コレラ	症状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
		細菌性赤痢	症状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
腸チフス		症状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
パラチフス		症状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
感染性胃腸炎（ノロウイルス）		症状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	

(注) エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、南米出血熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS・コロナウイルス）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

※ 学校保健安全法施行規則より参照

※ は変更・付け加えられたところです。